

報道関係者 各位

令和8年10月29日

【照会先】

神奈川県労働局労働基準部監督課

監督課長 山田 能啓

地方労働基準監察監督官 合田 勝彦

(電話) 045-211-7351

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和7年度の監督指導結果を公表します

神奈川県労働局では、このたび、令和7年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、長時間労働が疑われる事業場を対象としています。

対象となった1,032事業場のうち、451事業場（43.7%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、241事業場（違法な時間外労働があったもののうち53.4%）でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】（令和7年4月～令和8年3月）

(1) 監督指導の実施事業場： 1,032 事業場

(2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕

① 違法な時間外労働があったもの： 451 事業場 （43.7%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの： 241 事業場 （53.4%）

うち、月100時間を超えるもの： 138 事業場 （30.6%）

うち、月150時間を超えるもの： 25 事業場 （5.5%）

うち、月200時間を超えるもの： 6 事業場 （1.3%）

② 賃金不払残業があったもの： 76 事業場 （7.4%）

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 215 事業場 （20.8%）

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

① 過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの： 511 事業場 （49.5%）

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの： 128 事業場 （12.4%）

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果
(令和7年4月から令和8年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況
令和7年4月から令和8年3月までに、1,032事業場に対し監督指導を実施し、843事業場(81.7%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが451事業場、賃金不払残業があったものが76事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが215事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

		監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計 (注1, 2)		1,032 (100%)	843 (81.7%)	451 (43.7%)	76 (7.4%)	215 (20.8%)
主 な 業 種	商業	198 (19.2%)	154 (77.8%)	75 (37.9%)	11	40
	製造業	139 (13.5%)	117 (84.2%)	73 (52.5%)	8	28
	保健衛生業	131 (12.7%)	112 (85.5%)	60 (45.8%)	7	24
	接客娯楽業	134 (13.0%)	112 (83.6%)	54 (40.3%)	10	36
	建設業	89 (8.6%)	79 (88.8%)	43 (48.3%)	14	19
	運輸交通業	100 (9.7%)	85 (85%)	55 (55%)	7	11
	その他の事業 (注6)	103 (10%)	78 (75.7%)	45 (43.7%)	6	19

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2) かつこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
- (注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反〔時間外労働の上限規制を超える時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。
- (注4) 労働基準法第37条違反〔法定の割増賃金を支払っていないもの。〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
- (注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。
- (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
1,032	201 (19.5%)	429 (41.6%)	171 (16.6%)	88 (8.5%)	89 (8.6%)	54 (5.2%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
1,032	99 (9.6%)	259 (25.1%)	119 (11.5%)	120 (11.6%)	140 (13.6%)	295 (28.6%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
監督指導を実施した事業場のうち、511事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
511	99	65	205	302	36	27

(注 1) 指導事項は、一の事業場に複数の事項を指導している場合には、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

(注 2) 1 か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注 3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注 4) 時間外・休日労働時間を1 か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

(注 5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
監督指導を実施した事業場のうち、128事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
128	80	4	50	4	0	0

(注 1) 指導事項は、一の事業場に複数の事項を指導している場合には、それぞれに計上している。

(注 2) 各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

- (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績
- 監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった451事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、241事業場で1か月80時間を、うち138事業場で1か月100時間を、うち25事業場で1か月150時間を、うち6事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	時間外労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
1,032	451	210	241	138	25	6

- (2) 労働時間の管理方法
- 監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、67事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、346事業場でタイムカードを基礎に確認し、267事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、47事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、211事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1、2)				自己申告制 (注2,3)
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を基礎	
67	346	267	47	211

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】 前年度の監督指導結果との比較

		令和6年度	令和7年度
監督指導実施事業場	監督指導実施事業場	1,099	1,032
	うち、労働基準関係法令違反があったもの	923 (84%)	843 (81.7%)
主な違反内容	違法な時間外労働があったもの	526 (47.9%)	451 (43.7%)
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が1か月当たり80時間を超えるもの	272 〈51.7%〉	241 〈53.4%〉
	うち、1か月あたり100時間を超えるもの	168 〈31.9%〉	138 〈30.6%〉
	うち、1か月当たり150時間を超えるもの	34 〈6.5%〉	25 〈5.5%〉
	うち、1か月当たり200時間を超えるもの	3 〈0.6%〉	6 〈1.3%〉
	賃金不払残業があったもの	99 (9.0%)	76 (7.4%)
	過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	266 (24.2%)	215 (20.8%)
	過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	543 (49.4%)	511 (49.5%)
	うち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよう指導したもの	348 〈64.1%〉	302 〈59.1%〉
主な健康障害防止に関する指導の状況	労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	155 (14.1%)	128 (12.4%)

監督指導において 違法な長時間労働を認めた事例

厚生労働省では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。監督指導において違法な長時間労働が行われていたとして、神奈川労働局管内の労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

事例 1（警備業）

立入調査で把握した事実

- ① 各種情報から、時間外・休日労働が1か月当たり100時間を超える過重労働が懸念されたため、警備業を行う事業場（労働者34人）に監督指導を実施した。
- ② 人出不足及び一人体制での勤務により**最長で1か月当たり182.9時間の時間外・休日労働（80時間超が2名、100時間超が2名）**が認められたが、36協定の締結・届出はなされておらず、また、法定の休憩時間を与えていないことが認められた。
- ③ 時間外労働の割増賃金が法定の計算額よりも低い金額で支払われていたことにより割増賃金の不足が生じていた。

労働基準監督署の指導

- ◆ **長時間にわたる違法な時間外労働を行わせたこと**
 - ・ 36協定の締結・届出がないにもかかわらず時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条）
 - ・ 36協定の適正化及び時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
- ◆ **休憩を与えていなかったこと**
 - ・ 法定の休憩時間（労働時間が6時間を超える場合は途中に45分、労働時間が8時間を超える場合は途中に1時間）を与えていないことについて是正勧告（同法第34条）
- ◆ **時間外労働に対する割増賃金を支払っていなかったこと**
 - ・ 時間外労働の一部に対して割増賃金を支払っていなかったことについて是正勧告（同法第37条第1項違反）

長時間労働是正の取組

- ◆ **36協定を締結し、勤務シフトを見直す等の措置を行った。**
 - ① 36協定（特別条項の設定なし）を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出を行った。
 - ② 複数人交代の勤務シフトを作成し、法定労働時間（1日8時間）以内の勤務となるようにした。
 - ③ 勤務時間割表に明確に休憩時間を設定し、法定の休憩時間付与を行った。
→ **取組の結果、時間外労働時間数は36協定の範囲内まで減少した。**
- ◆ **時間外割増賃金の不足分を支払った。**

事例 2（建築設備工事業）

立入調査で把握した事実

- ① 各種情報から、時間外・休日労働が1か月当たり100時間を超える過重労働が懸念されたため、建設業を営む事業場（労働者28人）に、監督指導を実施した。
- ② 特定の労働者に業務が集中したため36協定で定めた上限時間（特別条項：月85時間）及び休日労働の限度を超え、かつ、労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、**最長で1か月当たり115時間の違法な時間外・休日労働（80時間超が2名、100時間超が1名）**が認められた。
- ③ 中小企業に対しても令和5年4月より1か月60時間を超える時間外労働に対する割増率が50%以上となっているが、法の不知により割増率を引き上げておらず、割増賃金の一部不払いが認められた、
- ④ 定期健康診断は実施していたが、健康診断の結果、異常の所見が認められた労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴いていないことが認められた。

労働基準監督署の指導

◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたこと及び同協定で定めた休日労働の限度を超えて休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条、第35条違反）
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）

※ 建設事業の時間外・休日労働の上限規制は令和6年4月1日から適用が開始された。

- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

◆ 時間外労働に対する割増賃金の一部を支払っていなかったこと

- ・ 1か月60時間を超える時間外労働に対して50%以上の割増賃金を支払っていなかったことについて是正勧告（同法第37条第1項違反）

◆ 健康診断実施後の事後措置を行っていなかったこと

- ・ 健康診断の結果、所見のあった労働者について医師の意見を聴いていなかったことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条の4違反）

長時間労働是正の取組

◆ 特定の者（監督者）に偏っていた業務の見直しを行い、他の者が行っていた業務との平準化を進め、36協定内に収まるよう指導を行った。

- ・ 工期等の関係からやむを得ず時間外・休日労働を行わざるを得ないときには、若手や年配者に対しても協力を要請し、業務分担を図った。
- ・ 法令遵守の意義、業務効率化の必要性を周知し、労働時間削減の意識向上を図った。

→ **取組の結果、時間外・休日労働時間数は最も長い者でも36協定の範囲内である月42時間程度まで減少した。**

事例 3（製造業）

立入調査で把握した事実

- ① 各種情報から、時間外・休日労働が1か月当たり100時間を超える過重労働が懸念されたため、機械器具製造業を営む事業場（労働者17人）に、監督指導を実施した。
- ② 取引先でのトラブル対応により**最長で1か月当たり158時間の時間外・休日労働（80時間超が3名、100時間超が3名）**が認められ、監督指導実施時には36協定は締結・届出がなされていたが、長時間労働を行っていた時期は36協定が未締結・未届の状況であったことが認められた。また、36協定のない時期に休日労働も認められた。
- ③ 法定の年次有給休暇付与日数が10日以上労働者に対し、付与された日数のうち5日について、付与日から1年以内に休暇の取得時季を指定していなかったことが認められた。
- ④ 天井クレーン（つり上げ荷重2.8トン）について年次及び月次点検を行っていなかったことが認められた。

労働基準監督署の指導

◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定の締結・届出がないにもかかわらず時間外労働及び休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条、第35条）
- ・ 36協定の適正化及び時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
- ・ 特別条項付き36協定の適正化及び時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

◆ 取得時季を指定して有給休暇を取得させていなかったこと

- ・ 法定の年次有給休暇付与日数が10日以上労働者に対し、1年以内に5日、取得時季を指定して同休暇を取得させていなかったことについて是正勧告（同法第39条7項）

◆ クレーンの点検を行っていなかったこと

- ・ 天井クレーン（つり上げ荷重2.8トン）に1年以内ごと及び1月以内ごとに1回、定期的に自主検査を行っていなかったことについて是正勧告（労働安全衛生法第45条違反）

長時間労働是正の取組

◆ 36協定を順守し、勤務体制を見直す等の措置を行った。

- ① 36協定（1日3時間、1か月45時間、1年間360時間、特別条項は1か月99時間、1年間720時間）を順守するため管理を見直した。
- ② 社員（管理職含む）全員に対して年次有給休暇の取得を勧奨した。

→ 取組の結果、時間外労働時間数は最長で25時間と36協定の範囲内まで減少した。

長時間労働削減のための取組事例 (荷主と運送業者の連携した取組)

厚生労働省では、11月に過重労働解消キャンペーンの一環として、都道府県労働局長が働き方改革の取組を進めている企業を訪問しています。

神奈川労働局長が訪問し、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っていた事例を紹介します。

～ 安定供給の実現に向けて ～ パンメーカー（荷主）と配送を行う協力業者（運送業者）が連携

パン配送の特徴及び課題

特徴

- ・短いリードタイムかつ「365日」の生産・仕分・配送。
- ・納品の前日に受注している製品もあり、予測生産→調整が必要。
- ・深夜～早朝、午前中と1日2回配送している店舗もある。

課題

以下のような物流課題が「2024年問題」を機に顕在化し、「発荷主」としての対策が喫緊の課題となってきた。

- ・拘束時間・時間外労働の上限規制
- ・ドライバー不足
- ・配送店舗数増加、積載率低下
- ・納品時間規制増加
- ・納品方法の煩雑化
- ・CO2削減

① 配送コース効率化の取り組み

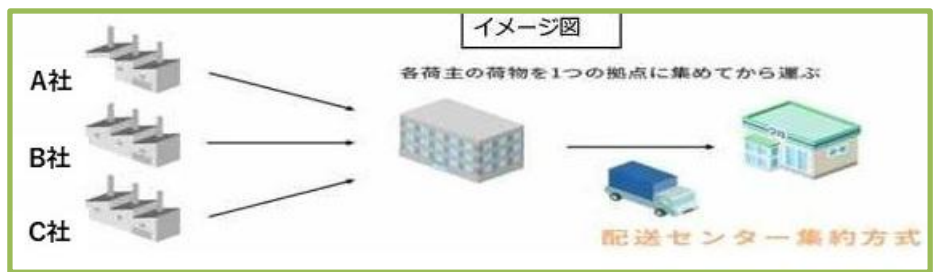
経験や土地勘という属人的なもので作成していた配送コースをAIで作成し、運行時間、走行距離、CO2排出量の削減につなげた。



②共同配送の取り組み

各メーカーのパンを同一拠点に持ち込み、一括で納品する効率的な配送方法を取り入れた。

CO2削減も期待できる。



③中継配送の取り組み

長距離移動によるドライバーの拘束時間削減を目的として、製品を中継地点まで持ち込み、そこから先は別車両で配送を行う配送方法を取り入れた。



④付帯作業削減の取り組み

・バックヤード納品の推進

長年の商習慣として、ドライバーが売場の陳列場所までパンを納品し、中には陳列まで行うという付帯作業を行ってきた実態があり、ドライバーの荷役時間の増加にもつながっていた。

そこで、売場の陳列場所への納品からバックヤードまでの納品に変更してもらうよう納品先に協力を依頼した。

・伝票削減の取り組み

2種類の伝票を使用していたが、伝票の記載情報を統合して、伝票を1種類とすることで作業時間の削減を行った。

着荷主としての取り組み

工場で使用する原材料の入荷では荷待ちが発生することもあり、待機時間がドライバーの拘束時間超過の一因となっていた。

そのため、時間指定を実施したり、紙での受付に代えてタブレットを導入したりした。

その他、昼休み時間帯も納品を可能とすることで待機時間の緩和を図っている。

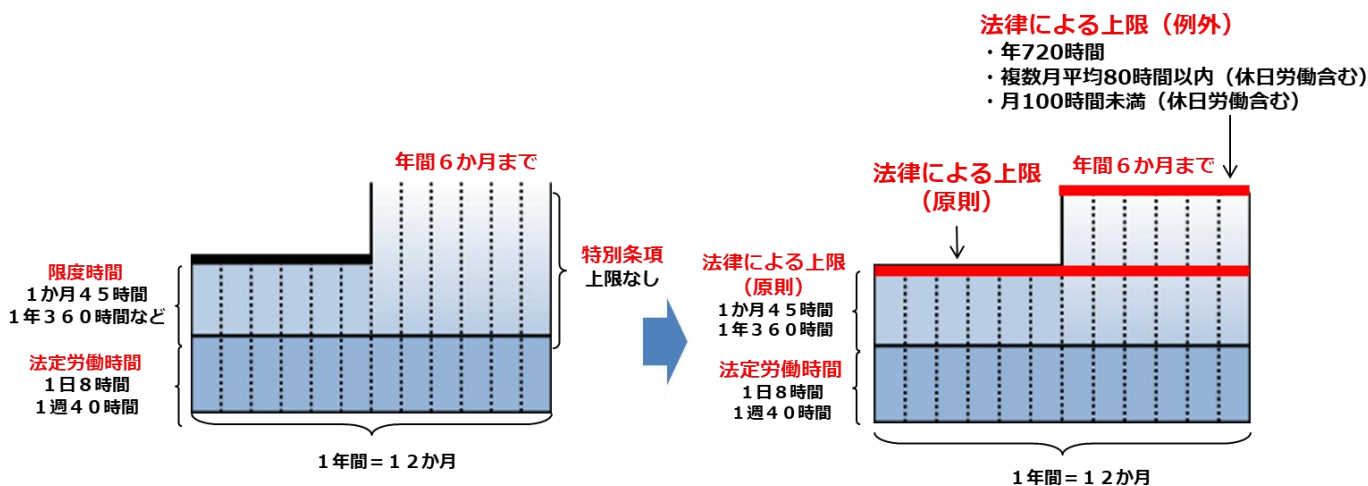


時間外労働の上限規制

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限は、原則として**月45時間、年360時間**（限度時間）とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、**複数月平均80時間以内**（休日労働含む）とされた。

※限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。

※平成31年4月1日施行／中小企業は令和2年4月1日施行／建設の事業、自動車運転の業務、医師については、令和6年4月1日から、特例つきの上限規制が適用。



< 令和6年度適用開始業務等 >

事業・業務	令和6年4月1日以降
建設事業	<ul style="list-style-type: none">●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。●災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、<ul style="list-style-type: none">✓月100時間未満✓2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	<ul style="list-style-type: none">●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。●時間外労働と休日労働の合計について、<ul style="list-style-type: none">✓月100時間未満✓2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	<ul style="list-style-type: none">●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。●時間外労働と休日労働の合計について、<ul style="list-style-type: none">✓2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません●医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 <p>※ 医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。 地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）又は集中的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。</p>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	上限規制がすべて適用されます。

労働時間適正把握ガイドライン

労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものである。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。（ガイドライン4（1））

自己申告により労働時間を把握する場合の措置

- ① 自己申告を行う労働者のみでなく、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置について、十分な説明を行うこと。（ガイドライン4（3）ア・イ）
- ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した事業場内にいた時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。（ガイドライン4（3）ウ・エ）
- ③ 労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないことを改めて示し、さらに、労働者間で慣習的に過少申告が行われていないかについても確認すること。（ガイドライン4（3）オ）

労働時間を管理する者の職務

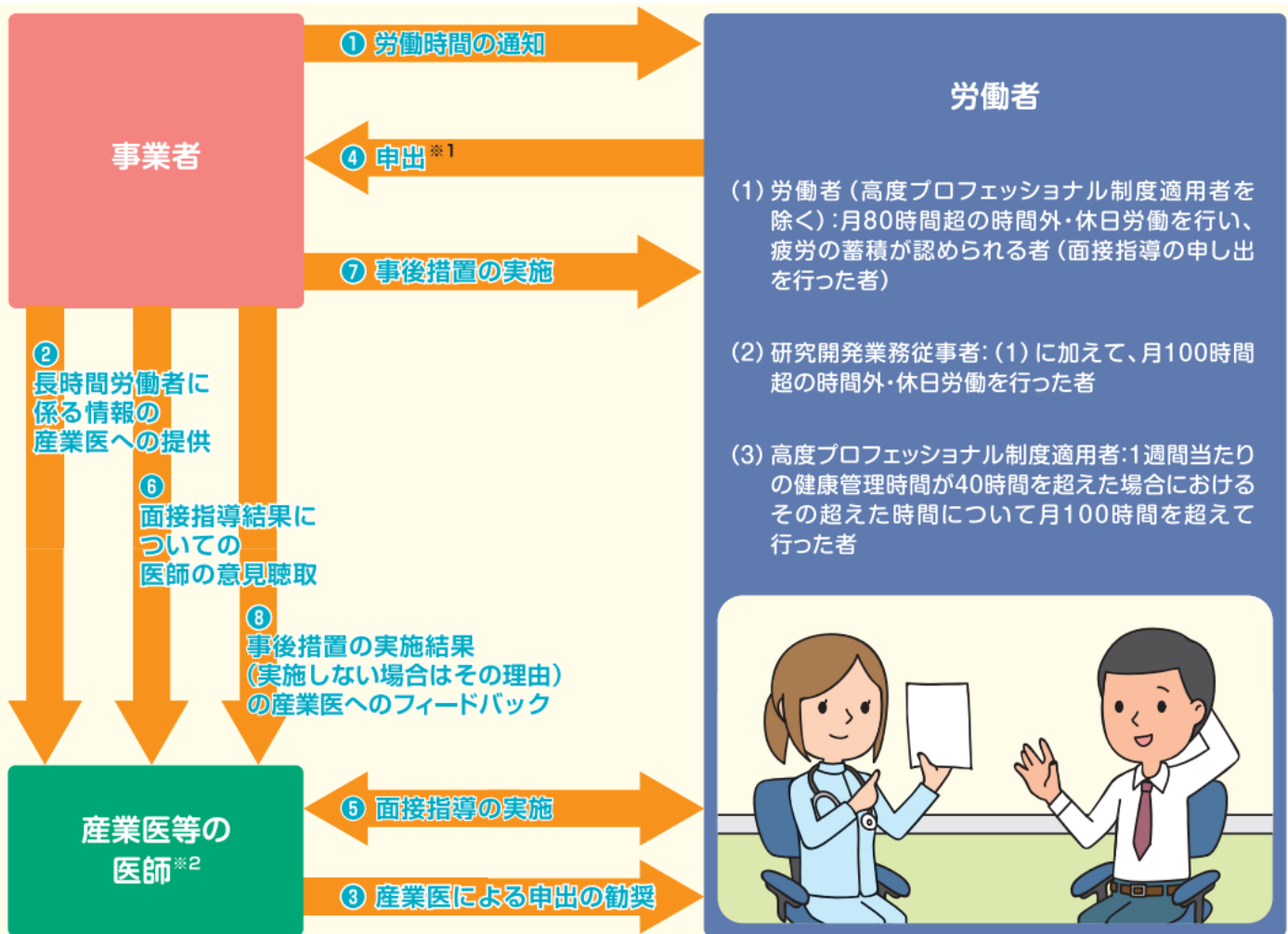
事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。（ガイドライン4（6））

労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。（ガイドライン4（7））

■ 長時間労働者への医師による面接指導制度

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、事業者は長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導により、当該労働者の健康状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じます。



※1 月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について月100時間を超えて行った高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象。

※2 労働者数50人未満の小規模事業場は、地域産業保健センターの活用が可能。

※リーフレット
全体版はこちら



■ ストレスチェック制度

- 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、労働者自身のストレスへの気付きを促し、個々のストレスを低減するとともに、ストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導を実施することで、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。加えて、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものの低減に努めることを事業者に求めるものです。
- ストレスチェック及び高ストレス者への面接指導の実施については、平成27年12月に労働者数50人以上の事業場において義務化されました。また、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により、令和10年4月1日から労働者数50人未満の事業場にも義務化されます。

ストレスチェックの実施

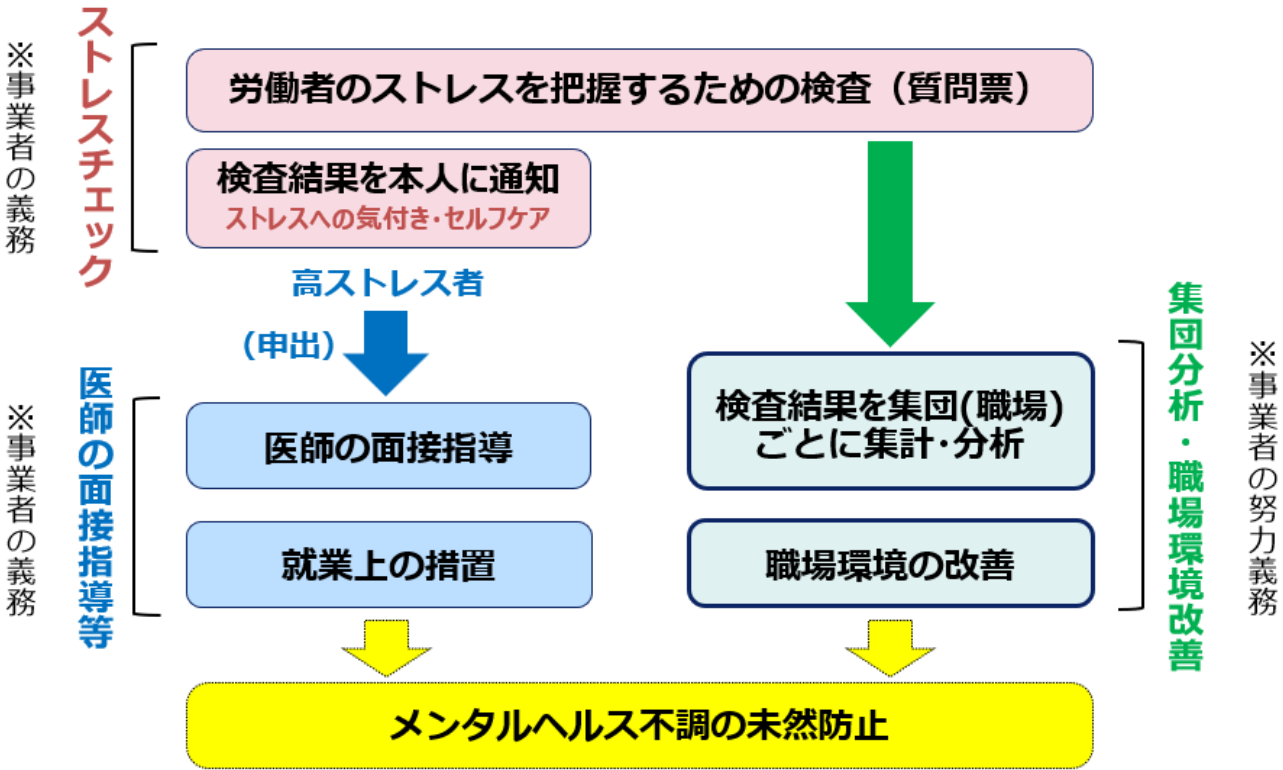
- ・ 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施する必要があります。

面接指導の実施

- ・ 高ストレス者と選定された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施する必要があります。
- ・ 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

※労働者数50人以上の事業場においては、ストレスチェックと面接指導の実施状況を労働基準監督署に報告する必要があります。

ストレスチェック制度の流れ



働き方改革推進支援助成金のご案内

業種別課題対応コース

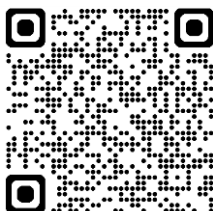
特定の業種を対象とし、生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



コース別HPはこちら

労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



コース別HPはこちら

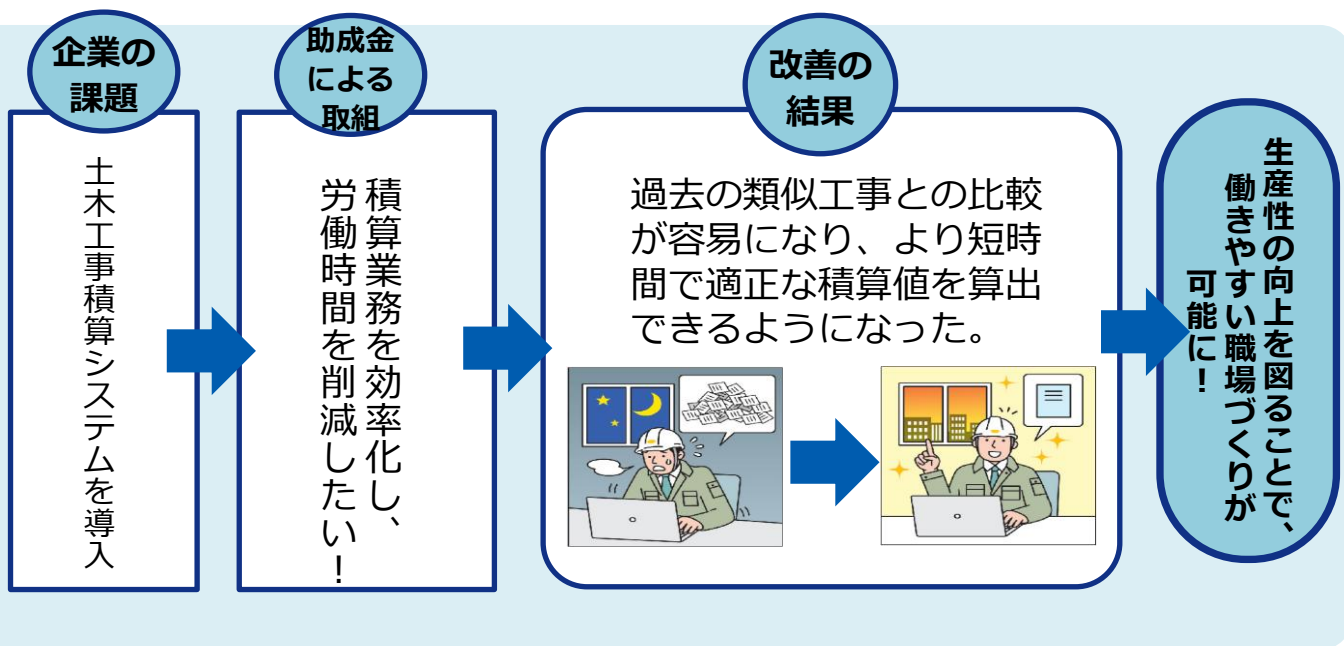
勤務間インターバル導入コース

生産性を向上させ、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



コース別HPはこちら

助成金の活用事例（業種別課題対応コース（建設業）の事例）



ご不明な点やご質問がございましたら、**神奈川労働局 雇用環境・均等部 企画課 (045-211-7357)** にお尋ねください。

